

救急救命士の業務の適正化について

標記について、本日、別添のとおり都道府県衛生主管部（局）に対して通知しましたのでお知らせいたします。



医政指発第 68 号
医政医発第 118 号
平成13年12月4日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

厚生労働省医政局医事課長

救急救命士の業務の適正化について

救急救命士が行うことができる救命救急処置の範囲については、「救急救命処置の範囲等について」（平成4年3月13日指第17号厚生省健康政策局指導課長通知。以下「17号通知」という。）において示しているところであるが、今般、秋田県内において、病院搬送中の患者に対する気管内挿管が疑われる事例や救急救命士相互で点滴を行った事例が判明した。このような事例は保健衛生上看過し得ないものであり、類似事例の再発を防止するため、下記の事項に十分御留意の上、管内の関係機関、関係団体等に関連通知の内容について、改めて周知徹底を図られるようお願いする。

記

第1 救急救命士の業務範囲

- (1) 救急救命士が行うことができる救命救急処置の範囲は17号通知に示したとおりであり、その範囲を逸脱する行為については、反復継続する意思の下に行えば医師法第17条に違反するものであること。また、このことは実習や研修の場合にも留意する必要があることから、「救急救命士養成所の臨床実習施設における実習要領及び救急救命士に指示を与える医師の確保について」（平成4年11月27日指第81号厚生省健康政策局指導課長通知。以

下「81号通知」という。)に基づき適切に行われたい。

- (2) 気管内挿管は医師のみが行える行為であり、仮に医師の指示の下であっても救急救命士が業として行うことはできないものであること。
- (3) 救急救命士が行うことができる点滴は、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液に限られ、しかも心肺停止状態の重度傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に医師の具体的指示を受けてなされる場合に限定されるものであること。なお、実習や研修において行われる点滴についても81号通知に基づき適切に行われたい。

第2 違反行為を認知した場合における措置

違反行為に関する情報に接した際には、厚生労働省医政局指導課に速報すること。その上で各都道府県消防防災主管課と連携して実態把握に努め、その内容を速やかに厚生労働省医政局指導課に報告するとともに、再発防止に向けた厳正な措置を講じること。